

桂川町

第5期障がい福祉計画

第1期障がい児福祉計画

概要版



平成 30 年 3 月

桂川町



計画策定の背景



わが国の障がい保健福祉施策においては、障がいのある人と障がいのある子どもが、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活および社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざして、制度が整備されてきました。

障がいのある子どもに対する支援については、平成24年度施行の改正児童福祉法により、障がい児施設の再編と、障がい児通所支援として放課後等ディサービスなどが創設されました。また、平成30年度からは、障がいのある子どもを支援するサービスについての提供体制の計画的な構築を推進するため、児童福祉法の定めにより、市町村において障がい児福祉計画を策定することになりました。

桂川町においては、障害者自立支援法（平成25年度以降は障害者総合支援法）に基づく「桂川町障がい福祉計画」の第1期計画（平成19年度～20年度）、第2期計画（平成21年度～23年度）、第3期計画（平成24年度～26年度）、第4期計画（平成27年度～29年度）により、障がい者施策の推進ならびに障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ってきました。

桂川町では、第4期計画の計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした桂川町の障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、「桂川町第5期障がい福祉計画および第1期障がい児福祉計画（平成30年度～32年度）」（以下、「本計画」）を策定し、桂川町における障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ります。





計画の位置づけ



桂川町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、また、桂川町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。また、桂川町では、障がい福祉計画および障がい児福祉計画を一体的な計画として策定するものとします。

障害者基本法に基づく「桂川町障がい者計画」が桂川町における障がい者施策全般に関する基本計画であるのに対し、障がい福祉計画および障がい児福祉計画は、障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの提供に関する体制やサービスを確保するための方策などを示す事業計画として位置づけられます。



計画の期間



第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

<計画の期間>



計

画の基本的な視点



- 1 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 2 自己決定の尊重と意思決定の支援
- 3 身近で一元的な障がい福祉サービスなどの提供
- 4 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

施

策の体系



サービスの体系	サービスの種類	具体的なサービス・事業
障がい福祉 サービス	1 訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ） ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援
	2 日中活動系サービス	①生活介護 ②自立訓練（機能訓練） ③自立訓練（生活訓練） ④就労移行支援 ⑤就労継続支援（A型） ⑥就労継続支援（B型） ⑦就労定着支援 ⑧療養介護 ⑨短期入所（ショートステイ）
	3 居住系サービス	①自立生活支援 ②共同生活援助（グループホーム） ③施設入所支援
	4 相談支援	①地域移行支援 ②地域定着支援 ③計画相談支援
地域生活支援事業	1 必須事業	①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター機能強化事業
	2 任意事業	①日常生活支援 ②社会参加支援 ③就業・就労支援
障がいのある 子どもへの支援	1 通所支援	①児童発達支援 ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援
	2 障がい児相談支援	①障がい児相談支援

障

がい福祉サービス



訪問系サービス	内容	平成 30 年度		平成 31 年度	平成 32 年度
		実人数（/月）		時間分（/月）	
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	17 224		17 224	17 224
重度訪問介護	重度の障がいのある人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	3 151		3 151	3 151
同行援護	視覚障がいのある人に、外出先で代筆、代読、移動、排泄、食事等の支援を行います。	0 0		0 0	0 0
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。	0 0		0 0	0 0
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	0 0		0 0	0 0

日中活動系 サービス	内容	平成 30 年度		平成 31 年度	平成 32 年度
		実人数（/月）		人日分（/月）	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	56 1,195		56 1,195	56 1,195
自立訓練（機能）	身体障がいのある人を対象に、障がい者支援施設、サービス事業所、又は居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活などに関する相談および助言などの支援を行います。	1 14		1 14	1 14
自立訓練（生活）	知的障がい又は精神障がいのある人を対象に、障がい者支援施設、サービス事業所、又は居宅を訪問し、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。	3 52		3 52	3 52
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人を対象に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。	9 167		10 186	11 204
就労継続支援 A	雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。	13 263		15 304	17 344
就労継続支援 B	生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などをを行うサービスです。	45 915		48 976	51 1,037
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人を対象に、一定期間にわたり、事業所での就労の継続を図るために必要な事業所の事業主、障がい福祉サービス事業所、医療機関などとの連絡調整などを行うサービスです。	実人数（/月）			
		3		3	4
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	2		2	2
○ 短期 ショートステイ 入所	福祉型	実人数（/月）			
		5 25		5 25	5 25
	医療型	1 9		1 9	1 9

居住系サービス	内容	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		実人数 (/月)		
自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた人などが居宅で自立した日常生活を営むまでの問題について、相談に応じ、必要な情報の提供および助言などを行います。	1	2	3
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。	32	34	36
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	33	33	32

相談支援	内容	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		実人数 (/月)		
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障がいのある人に対して、住居の確保、又その他の地域で生活に移行するための相談等の支援を行います。	1	1	1
地域定着支援	単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態などに相談等の支援を行います。	1	1	1
計画相談支援	サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画を作成するものです。	154	161	169

地域生活支援事業



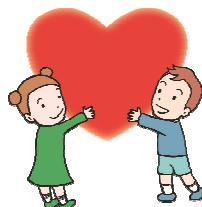

必須事業	内容	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が直面する「社会的障壁」を除去するために、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。			
自発的活動支援事業	ピアサポートや社会活動支援など、障がいのある人、家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。			
相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。	(実施箇所数) 1	(実施箇所数) 1	(実施箇所数) 1
	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ることを目的とするものです。	(設置箇所数) 1	(設置箇所数) 1	(設置箇所数) 1
		(実施の有無) 有	(実施の有無) 有	(実施の有無) 有
	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に對し、入居に必要な調整等に係る支援や、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。	(のべ件数) 1	(のべ件数) 1	(のべ件数) 1
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するための申立て費用等について、必要な方に補助をする事業です。	(のべ件数) 1	(のべ件数) 1	(のべ件数) 1
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。			
意思疎通支援事業	手話奉仕員派遣事業 手話通訳者派遣事業	(のべ回数) 65	(のべ回数) 65	(のべ回数) 65
	手話通訳者設置事業	(設置人数) 1	(設置人数) 1	(設置人数) 1

必須事業	内容	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット等	(のべ件数) 4	(のべ件数) 4	(のべ件数) 4
	自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障がいのある人のための屋内信号装置等	(のべ件数) 8	(のべ件数) 8	(のべ件数) 8
	在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計等	(のべ件数) 2	(のべ件数) 2	(のべ件数) 2
	情報意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具等	(のべ件数) 4	(のべ件数) 4	(のべ件数) 4
	排泄管理支援用具 ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品等	(のべ件数) 480	(のべ件数) 480	(のべ件数) 480
	住宅改修費 障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	(のべ件数) 2	(のべ件数) 2	(のべ件数) 2
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。	(受講者数) 10	(受講者数) 10	(受講者数) 10
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。	実利用者数 のべ時間		
		20 2,060	20 2,060	20 2,060
地域活動支援センター I 型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発。	(実施箇所数) 1	(実施箇所数) 1	(実施箇所数) 1
地域活動支援センター機能強化事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。	(実施の有無) 有	(実施の有無) 有	(実施の有無) 有

＜障がい者基幹相談支援センター＞

事業所名・法人名	センター所在地	備考
障がい者基幹相談支援センター	飯塚市忠隈 523 飯塚市役所穂波庁舎 3 階	飯塚市・嘉麻市と 共同設置・運営

地域活動支援センター	実施形態	広域：桂川町、飯塚市、嘉麻市
	実施者	委託：NPO 嘉飯山ネット BASARA 施設：地域活動支援センター i zum i



任意事業		内容	平成 27 年度			平成 28 年度		平成 29 年度	
			実利用者数 のペ回数						
日常生活支援	訪問入浴支援	外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により利用対象者の家庭を訪問し、入浴及び清拭、またはこれに伴う介護を提供します。	1 52			1 52		1 52	
	日中一時支援	一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。	8 325			8 325		8 325	
社会参加支援	自動車運転免許取得費助成	障がいのある人の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	(のべ件数)			1	1	1	
	自動車改造費助成		1			1	1	1	
就業・就労支援 【更生訓練費給付】	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している障がいのある人に対し、更生訓練費を支給します。	(のべ件数) 1	(のべ件数) 1	(のべ件数) 1	(のべ件数) 1				

障

がいのある子どもへの支援



通所支援	内容	平成 30 年度			平成 31 年度		平成 32 年度	
		実人数（/月）			人日分（/月）			
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。	13 108			15 125		17 141	
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。	0 0			0 0		0 0	
居宅訪問型児童発達支援	「居宅訪問型」は平成 30 年度から新たに実施される児童発達支援です。	0 0			0 0		0 0	
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。	13 97			14 105		15 112	
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	0 0			0 0		0 0	

相談支援	内容	平成 27 年度			平成 28 年度		平成 29 年度	
		実人数						
障がい児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	26			29		32	

桂川町 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

概要版

平成 30 年 3 月 発行：桂川町 健康福祉課
〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地
電話 (0948) 65-0001 / FAX (0948) 65-0078
e-mail fukushi@town.keisen.fukuoka.jp

